

議案第57号

木津川市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

木津川市個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり制定する。

令和4年12月1日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）」の公布により「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」の一部が改正されたことに伴い、条例を制定するものです。

木津川市条例第 号

木津川市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び上下水道事業管理者をいう。

2 この条例において「市の機関等」とは、市の機関及び市の区域内に存する財産区をいう。

3 前2項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。第5条第2項において「令」という。）で使用する用語の例による。

（開示請求の手続）

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（開示決定等の期限に関する特例）

第4条 市の機関等が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日以内」とあるのは「15日以内」とし、同条中「60日以内」とあるのは「45日以内」と、「同条第1項」とあるのは「木津川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年木津川市条例第 号）第4条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において市の機関等が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

(訂正請求の手続)

第6条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求の手続)

第7条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(木津川市情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第8条 市の機関等は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、木津川市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年木津川市条例第 号）第1条に規定する木津川市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市の機関等における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(木津川市個人情報保護条例の廃止)

第2条 木津川市個人情報保護条例(平成19年木津川市条例第8号)は、廃止する。

(木津川市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の木津川市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第13条の規定による職務上知ることのできた旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行の際現に旧実施機関で従事している派遣労働者又はこの条例の施行前において旧実施機関で従事していた派遣労働者

2 この条例の施行の際現に旧条例第14条第2項に規定する受託者及びその従業者である者又はこの条例の施行前においてこれらの者であった者に係る同条第3項の規定による当該委託を受けた事務に関して知り得た個人の秘密に当たる旧個人情報を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第15条第1項に規定する事実行為を行う指定管理者(指定管理者のうち公の施設を利用する権利に関する処分の権限を除く清掃、警備等の事実行為のみを行う指定管理者をいう。)(以下「旧事実行為を行う指定管理者」という。)及びその従業者である者又はこの条例の施行前においてこれらの者であった者に係る同条第3項の規定による当該事務に関して知り得た個人の秘密に当たる旧個人情報を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日前に旧条例第16条第1項若しくは第2項、第30条第1項若しくは第2項の規定により準用する第16条第2項若しくは第34条第1項若し

くは第2項の規定により準用する第16条第2項の規定による請求がされた場合又は旧条例第38条第1項若しくは第4項の規定により準用する第16条第2項の規定による是正の申出がされた場合における旧実施機関が保管している旧条例第2条第6号に規定する公文書（以下「旧公文書」という。）に記録された自己に係る旧個人情報の開示（これに係る旧条例第29条に規定する費用負担を含む。）、訂正及び利用停止又は処理については、なお従前の例による。

- 5 第1項第1号に掲げる者、この条例の施行の際現に旧条例第14条第2項の受託業務に従事している者若しくはこの条例の施行前において当該受託業務に従事していた者又はこの条例の施行の際現に旧事実行為を行う指定管理者に属している者若しくはこの条例の施行前において旧事実行為を行う指定管理者に属していた者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前に旧実施機関が保有していた個人の秘密に当たる旧個人情報が記録された個人情報ファイル（旧個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した旧公文書をいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 6 前項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧公文書に記載された旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 7 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 8 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第5項又は第6項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本項の罰金刑を科する。
- 9 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
- 10 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用につい

ては、なお従前の例による。

(木津川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第4条 木津川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成19年木津川市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（個人情報の安全管理及び秘密保持の義務）」に改め、同条第1項を次のように改める。

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報（同法第2条第1項に規定する個人情報をいう。）の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するものとする。

(木津川市防犯カメラの適正な設置及び運用に関する条例の一部改正)

第5条 木津川市防犯カメラの適正な設置及び運用に関する条例（平成27年木津川市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第12条中「木津川市個人情報保護条例（平成19年木津川市条例第8号）」を「木津川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年木津川市条例第号）」に改める。

(木津川市債権管理条例の一部改正)

第6条 木津川市債権管理条例（平成28年木津川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「実施機関（木津川市個人情報保護条例（平成19年木津川市条例第8号）第2条第2号に規定する実施機関）」を「市の機関（木津川市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年木津川市条例第号）第2条第1項に規定する市の機関）」に、「実施機関に」を「市の機関に」に改め、同条第2項及び第3項中「実施機関」を「市の機関」に改める。

政策等の形成過程の説明資料

議案名	議案第57号 木津川市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	
担当課	総務課 行政係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)が公布され、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)が改正されたことに伴い、令和5年4月1日から法が地方公共団体にも直接適用されることとなるため、現在の「木津川市個人情報保護条例(平成19年木津川市条例第8条)」を廃止し、法で委任された事項及び条例で定めることが許容される事項を規定する条例を新たに制定するものです。	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・課内で協議・検討を行い、制定案を策定 ・調整会議(8月17日)、政策会議(8月24日) ・木津川市情報公開・個人情報保護審査会への報告(8月30日) ・パブリックコメント手続実施(10月1日～10月31日)意見等について検討し、制定案を決定 	
市民参加の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	<ul style="list-style-type: none"> ・木津川市情報公開・個人情報保護審査会への報告 ・パブリックコメント手続実施 意見提出者：1名 意見数：1件(要望：1件) 案に対する反映度 今後の参考：0件	
市総合計画の位置付け	基本方針	7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり
	政策分野	16 情報
	施策	① 情報公開 ア. 情報公開制度の充実
概算事業費 (単位：千円)	<input type="checkbox"/> 単年度(年度) <input type="checkbox"/> 複数年度(年度)	
将来にわたる効果及び経費の状況	社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立を図ります。	